



平成24年10月1日より3年間、
後納保険料の納付ができます

役場住民福祉課

昨年8月10日に公布された年金確
保支援法では、国民年金に関して、
時効によって納付できなくなった一
定期間の保険料を本人の希望により
納付することを可能とする取扱いが
盛り込まれています。

この取扱いは、平成24年10月1日
から3年間に限って実施されること
が決まりました。

保険料の後納の特例措置

国民年金の毎月の保険料は、翌月
末日までに納付しなければなりません。
また、保険料を滞納した場合には、
2年前までさかのぼって納付する
ことができますが、2年を経過す
ると時効により納付できないこと
になっています。

ただし、保険料の免除の適用や、
学生納付特例や若年者納付猶予の適
用を受けた場合には、免除などの適
用を受けた期間の保険料の全部また

は一部を、10年前の分までさかの
ぼって追納することができます。3
年度以上前の分をさかのぼって納付
する場合に追納する保険料の額は、
当時の保険料の額に一定の加算が行
われたものとなりますが、今回の保
険料の後納の特例措置は、この保険
料の追納とは別に、保険料を納め忘
れた被保険者を対象にしたもので、
今年の10月1日から3年以内の期間
に限り保険料の後払い（後納）が
できるようになるものです。

この特例措置により、保険料の納
め忘れがある人は、厚生労働大臣の
承認を受けて、平成24年10月1日か
ら3年間に限って、過去2年分だけ
でなく過去10年分までさかのぼって
保険料を納めることができます。

この保険料の後納ができるのは、
時効によって納付することができな
い期間分（2年以上前の期間分）の
保険料に限られます。そして、保険
料の後納の承認を受けるときに、時
効になっていない2年以内の期間に
ついて保険料の滞納がある場合には、
その保険料を先に納付しなければな
りません。

また、この保険料の後納を行う場
合には、保険料の追納の場合と同様
に、当時の保険料の額に一定の加算
が行われた保険料（後納保険料）を
納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過し

た月分の国民年金の保険料（加算が
行われた保険料）から順次行います。
そして、後納保険料が納付されると、
納付が行われた日に、その納付が行
われた月の国民年金の保険料が納付
されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第3
号被保険者期間の不整合記録により
2年以上前の保険料未納期間がある
人についても、その期間を保険料納
付済期間とすることが可能となりま
す。

なお、すでに老齢基礎年金を受給
している人は、対象となりません。

くわしくは、
小樽年金事務所国民年金課
☎0134-23-4236
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
☎03-6700-1165
までお問い合わせください。

3月の小樽年金事務所 出張相談日
役場住民福祉課

開設日時
3月22日(木) 午前10時～午後4時
開設場所
後志労働福祉センター
(倶知安町南1条東1丁目)

予約申込受付
小樽年金事務所お客様相談室
☎0134-65-5002
午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)
・予約受付の際には、相談者及び配
偶者氏名、基礎年金番号、電話番
号、相談内容を確認します。

シベリア強制抑留者の皆様へ
役場住民福祉課

特別給付金を支給しています。請
求の受付は、平成24年3月31日（消
印有効）までとなっています。
平成22年6月16日にご存命で日本
国籍を有する方（同日以降に亡くな
られた方は相続人）が対象です。
まだ請求されていない方は、平和
祈念事業特別基金までご連絡くださ
い。

お問い合わせは
☎0570-059-204
(ナビダイヤル)
(IP電話・PHSからは
☎03-5860-2748へ)
平日は、午前9時～午後6時まで
受け付けています。(土日祝は休
みです。ただし、3月31日(土)は受け付
けています。)

まだまだ油断大敵、高齢者の冬の感染症

3月に入り、ようやく冬の厳しい寒さから、ひと段落できる季節となりましたが、インフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎には、まだまだ十分な注意が必要です。

■インフルエンザ

感染者の咳やくしゃみをしたときに出るウイルスを吸い込むことで感染し、38℃以上の発熱、頭痛、関節・筋肉痛、悪寒、咳などの症状が現れます。高齢者の場合は、肺炎や脳炎を併発するケースが多く見られます。

予防の方法 手洗い、うがい、マスクの着用が一番良い方法です。
また、人ごみを避けたり、室内の湿度を十分に保つことも大切です。

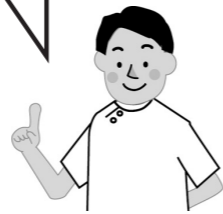
■ノロウイルスによる感染性胃腸炎

ウイルスに感染した食品や手指についたウイルスが口に入ることによって発症します。

激しい腹痛、おう吐、下痢、発熱などが起こり、インフルエンザの症状にもよく似ていて、高齢者が発症すると、重症になりやすい傾向にあります。

予防の方法 ノロウイルスは熱に弱いので、食材はよく火を通しましょう。
鍋、まな板、ふきんなどの調理器具は、よく洗って熱湯で煮沸しましょう。
手指からの感染を防ぐため、十分に手洗いをしましょう。

感染症対策は、予防が大変重要です。身近で出来る予防を行い、感染を防ぎましょう。



※どの様なご相談も心を込めてお受けします。匿名でのご相談や電話・訪問も行っています。

地域包括支援センターだより 電話：42-3681 (福祉センター内)
担当：阿部・増田

町長室から (第114号)

春よ来い、早く来い。
昨年12月から、毎日、雪が降り寒い日が続いているような気がしてなりません。「3月になれば」との思いが強くなるばかりです。

2月11日、社会福祉協議会主催による除雪ボランティアが行われました。小中学生・事業所・各団体の皆さん141名の方が28世帯の除雪作業を行いました。この活動によって家の周りの雪がきれいになった世帯の方は、大変喜ばれたのではないでしょう

か。
除雪作業は、つらいものです。特に、高齢者の皆さんにとっては大変な作業だと思えます。社会福祉協議会では、町内に援助ができる親族がない世帯で次のいずれかの条件に該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯に除雪サービスを行っております。

- 70歳以上の方だけで構成されている世帯
- 重度1・2級の身体障がい者だけで構成されている世帯
- 70歳以上の方と身体障がい者だけで構成されている世帯
- 社協会長が特に必要と認めた世帯

除雪サービスの内容は、採光が取れる程度の住宅の窓下や屋根上の除雪、通常の出入り口の他に緊急避難口の確保となっております。不明な点は、社協に問い合わせしていただければと思います。
全国的にも大雪に関する報道がされております。せめて、この大雪をきっかけにして町外に離れて暮らす家族や友人と「雪、大丈夫？体調どう？」などとお互いに安否確認しあうことにより、絆が深まることを期待します。

山崎 一雄